

福岡県医発第604号(地)

平成20年6月5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「厚生労働省第三次試案に関する日本医師会の見解」の送付について

標記の件につきましては、平成20年5月20日付け福岡県医発第453号(地)にて日本医師会の見解(案)についてご通知しておりましたが、今般、各都道府県医師会の意見を踏まえて、日本医師会は別紙のとおり「試案に基づく医師法第21条の改正と医療安全調査委員会設置の法制化を強く要望する」との厚生労働省第三次試案に関する見解を公表いたしました。

試案には明確にしなければならない点や疑問があるとの意見も出されたため、これらの明確にすべき内容は、改めて厚生労働省に要望を行い、警察庁・法務省に対しては、参議院決算委員会での両刑事局長による「試案の内容は厚労省と合議し、了解している」との答弁の通り、文書は交わしていないが、試案の記載内容の遵守を求めていくとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 福富稔明
医事調停副担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

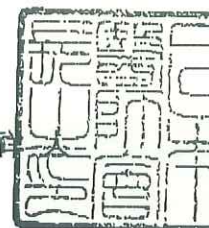


日医発第269号(医安19)F

平成20年6月3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤



「厚生労働省第三次試案に関する日本医師会の見解」送付について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本会会務に関しましてご高配を賜りまして深く感謝申し上げます。

新たな死因究明制度につきましては、先般来、各都道府県医師会長並びに担当理事の先生方より大変貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

日本医師会は、現在の刑法211条の業務上過失致死傷罪の適応について、十分議論しなければならないと考えますが、現状を早急に打開するためにも、医師法第21条を改正し、警察ではなく新たな届出先として中立的な第三者機関である医療安全調査委員会を新たに設置し、医療の質の向上と安全に資するべく死因究明・再発予防の制度を作ることが必要であると考えます。

従いまして、今般、日本医師会の意見をとりまとめ、明らかにすべき点など関係省庁への一層の働きかけを行うことといたしますが、制度は創設すべきとした見解を出すことといたしました。

つきましては、日本医師会の見解をお送り申し上げますので、ご一読賜りたいと存じます。

また、今後、法制化並びに運用に関する議論を行うこととなります。その際には是非ともご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具



厚生労働省第三次試案に関する日本医師会の見解

平成20年5月27日

社団法人 日本医師会

現在の医師法第21条による異状死の解釈問題に関して、都立広尾病院事件における平成16年4月13日の最高裁判決は「死体を検案して異状を認めた医師は自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死罪の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。」との判断を示すことで決着した。このことは、現行医師法第21条が存在する限り、医療事故による死亡のうち相当部分は警察への届出義務を免れないことを意味する。

このように、医師法第21条による医療事故による死亡事例の警察への届出義務から始まる刑法第211条の業務上過失致死罪を適応する仕組みが続く限り、全ての医師、特に外科や産婦人科、また救急救命担当医等の不安は一層大きくなり、さらに若手研修医の外科系診療科を敬遠する流れを止めることはできず、医療崩壊に拍車がかかることは必定である。

この状況を抜本的に改めるためには、刑法第211条の医療行為への適応を十分に議論しなければならないが、現状を早急に打開するためには、医師法第21条を改正し、警察ではなく新たな届出先として中立的な第三者機関である医療安全調査委員会を新たに設置することにより、医療の質の向上と安全に資するべく死因究明・再発予防の制度を作ること以外に方策はない。

本会では、本年4月3日に厚生労働省から発出された「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」を受け、直ちに全国47都道府県医師会に対し、第三次試案に関するアンケート調査を行った。

その結果、「第三次試案に基づき制度を創設すべき」という回答は「種々の問題はあるが、それらが解決できれば賛成」という医師会を含めて36医師会(77%)、「第三次試案に基づき制度を創設すべきでない」は7医師会(15%)、その他4医師会(9%)であった。

このアンケート調査結果に基づき、「厚生労働省第三次試案に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会」を開催し、各都道府県医師会との質疑応答を行った。

そこでは、この第三次試案が今日の刑事訴追の誤った流れから一歩も二歩も改善させた現実的解決策であると評価した意見が多数であった。

一方で、刑事罰の適応の問題や行政処分の実施方法、調査委員会の設置場所の問題並びに重大な過失の意味するところ及び救急医療現場における対応、現在ある院内事故調査委員会との関係あるいは県単位の剖検システムとの関係など、まだ明確にしなければならない点や疑問があるとの意見も出された。これらの明確にすべき内容は、改めて厚生労働省に要望を行うことは勿論、警察庁・法務省に対しては、参議院決算委員会での両刑事局長による「試案の内容は厚労省と合議し、了解している」との答弁の通り、文書は交わしていないが、試案の記載内容の遵守を求めていく。

今回の医師法第21条の改正問題のように、利害関係が異なる人々に影響する法律を作成するということは大変難しい作業であるが、第三次試案で示されたように、全ての医療事故を免責にするということは出来ないまでも、調査委員会に届出を行うことによって医師法第21条の所轄警察署への届出を必要としなくなり、届出義務から刑事訴追への流れがなくなること等、司法・警察当局者を交えた厳しい議論と協議の結果、合意がなされた点は、我々医療従事者として十分評価しなければならない。

本会は、反対意見として貴重な意見が寄せられたことを十分受け止めつつも、多くの医師会の賛意を重く受け止め、今回の厚生労働省第三次試案に基づく、医師法第21条の改正と、医療安全調査委員会設置の法制化を強く要望する。